

藤枝市家庭用蓄電池設置費補助金取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、藤枝市家庭用蓄電池設置費補助金交付要綱（令和元年6月17日藤枝市告示第29号。以下「要綱」という。）に基づき、藤枝市家庭用蓄電池設置費補助金業務の円滑な運営を図るため、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 要綱第3条第3号の市長が別に定める日とは、令和5年6月1日をいう。

(対象機器)

第3条 要綱第4条の市長が別に定める要件とは、一般社団法人環境共創イニシアチブが定める令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）に製品登録されているもの又はこれと同等の機器と認められるものをいう。

(交付の申請)

第4条 要綱第6条の市長が別に定める書類とは、次の各号の書類をいう。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者が居住する市区町村において、申請日より起算して、3か月以内に発行された市区町村税を滞納していないことを証明できる書類
- (2) “もったいない”エコファミリー宣言+My COOL CHOICE in ふじえだ賛同書
- (3) 家庭用蓄電池の設置場所、工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日が全て確認できる書類
- (4) 家庭用蓄電池の購入及び設置工事に係る費用の内訳がわかる書類
- (5) 家庭用蓄電池の型番、パッケージ型番、蓄電容量がわかる書類

(変更（中止）承認)

第5条 要綱第10条の市長が別に定める書類とは、次の各号の書類をいう。

- (1) 変更の場合は、変更後の内容がわかる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 要綱第11条の市長が別に定める書類とは、次の各号の書類をいう。

- (1) 家庭用蓄電池の購入及び設置工事に係る領収書の写し又は金銭消費貸借契約証書の写し
 - (2) 家庭用蓄電池設置前の設置予定箇所の写真
 - (3) 家庭用蓄電池設置後の建物全体写真
 - (4) 家庭用蓄電池本体の写真
 - (5) 家庭用蓄電池の銘板の写真または保証書の写し
- (委任)

第7条 この取扱要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和元年6月17日）

この要領は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則（令和2年6月1日）

この要領は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則（令和3年5月6日）

この要領は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則（令和4年1月14日）

この要領は、令和4年1月14日から適用する。

附 則（令和4年5月25日）

この要領は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則（令和5年5月24日）

この要領は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。